

資料

令和6年第3回定例市議会議案
条例等新旧対照表

議案第 4 6 号	藤井寺市立にぎわい・まなび交流館条例の制定について (附則改正)	
	藤井寺市立公民館条例の一部改正案 (附則第 2 条関係)	1
	藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正案 (附則第 3 条関係)	2
	重要な公の施設に関する条例の一部改正案 (附則第 4 条関係)	5
議案第 4 8 号	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	
	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更案	6
議案第 4 9 号	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	
	大阪広域水道企業団規約の一部変更案	7

議案第46号

藤井寺市立にぎわい・まなび交流館条例の制定について

○藤井寺市立公民館条例（昭和59年藤井寺市条例第4号） 新旧対照表
（附則第2条関係）

改正後	改正前
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>位置 藤井寺市藤井寺3丁目1番20号（藤井寺市立にぎわい・まなび交流館 3・4階）</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>位置 藤井寺市藤井寺3丁目1番20号</u></p>

○藤井寺市立生涯学習センター条例（平成6年藤井寺市条例第5号） 新旧対照表
 （附則第3条関係）

改正後	改正前										
(名称及び位置)	(名称、愛称及び位置)										
第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 センターの名称、愛称及び位置は、次のとおりとする。										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td>藤井寺市立生涯学習センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">位置</td> <td>藤井寺市藤井寺3丁目1番20号（藤井寺市立にぎわい・まなび交流館 3・4階）</td> </tr> </table>	名称	藤井寺市立生涯学習センター	位置	藤井寺市藤井寺3丁目1番20号（藤井寺市立にぎわい・まなび交流館 3・4階）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">名称</td> <td>藤井寺市立生涯学習センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">愛称</td> <td>アイセル シュラ ホール</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">位置</td> <td>藤井寺市藤井寺3丁目1番20号</td> </tr> </table>	名称	藤井寺市立生涯学習センター	愛称	アイセル シュラ ホール	位置	藤井寺市藤井寺3丁目1番20号
名称	藤井寺市立生涯学習センター										
位置	藤井寺市藤井寺3丁目1番20号（藤井寺市立にぎわい・まなび交流館 3・4階）										
名称	藤井寺市立生涯学習センター										
愛称	アイセル シュラ ホール										
位置	藤井寺市藤井寺3丁目1番20号										
(事業)	(事業)										
第3条 センターは、次の事業を行う。	第3条 センターは、次の事業を行う。										
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)										
<u>(5) (略)</u>	<u>(5) 郷土の歴史の展示に関すること。</u>										
	<u>(6) 高齢者憩いの場の提供に関すること。</u>										
	<u>(7) (略)</u>										
(施設の貸出し)	(施設の貸出し)										
第6条 第3条に規定する事業目的にかなう活動を行うグループは、委員会の許可を得て次の各号に掲げる施設を利用することができる。この場合において、当該グループは、事前に委員会の登録の認定を受けなければならない。	第6条 第3条に規定する事業目的にかなう活動を行うグループは、委員会の許可を得て次の各号に掲げる施設を利用することができる。この場合において、当該グループは、事前に委員会の登録の認定を受けなければならない。										
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)										
<u>(4) 多目的室</u>	<u>(4) 音楽教室</u>										
(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)										
2 前項に規定する許可の基準は次のとおりとする。	2 前項に規定する許可の基準は次のとおりとする。										
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)										
(4) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第9条第1項第6号において同じ。）の利益にならず、又はそのおそれがないと認めるとき。	(4) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第9条第1項第3号において同じ。）の利益にならず、又はそのおそれがないと認めるとき。										
(5) (略)	(5) (略)										
3・4 (略)	3・4 (略)										
(使用料)	(使用料)										

改正後					改正前																								
<p>第7条 前条第1項各号に規定する施設を利用しようとするときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>公用として使用するとき、又は特別の理由があると認めるときは、前2項の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を断り、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>センターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を損傷し、若しくは滅失するおそれがあるとき。</u></p> <p>(4) <u>他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者の義務等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用者は、<u>施設等を毀損したときは、原形に復し、その損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種別</td> <td>午前9時30</td> <td>午後1時から</td> <td>午後6時から</td> <td>午前9時30</td> </tr> </tbody> </table>					時間区分	午前	午後	夜間	全日	種別	午前9時30	午後1時から	午後6時から	午前9時30	<p>第7条 前条第1項各号に規定する施設を利用しようとするときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。<u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を断り、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(4) <u>管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者の義務等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用者は、<u>建物又は設備器具等を毀損したときは、原形に復し、その損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種別</td> <td>午前9時30</td> <td>午後1時から</td> <td>午後6時から</td> <td>午前9時30</td> </tr> </tbody> </table>					時間区分	午前	午後	夜間	全日	種別	午前9時30	午後1時から	午後6時から	午前9時30
時間区分	午前	午後	夜間	全日																									
種別	午前9時30	午後1時から	午後6時から	午前9時30																									
時間区分	午前	午後	夜間	全日																									
種別	午前9時30	午後1時から	午後6時から	午前9時30																									

改正後						改正前					
		分から正午まで	午後5時まで	午後9時30分まで	分から午後9時30分まで			分から正午まで	午後5時まで	午後9時30分まで	分から午後9時30分まで
(略)						(略)					
多目的室	市民等	1,900	3,230	3,420	7,080	音楽教室	市民等	1,900	3,230	3,420	7,080
	その他の者	2,860	4,850	5,130	10,620		その他の者	2,860	4,850	5,130	10,620
(略)						(略)					

○重要な公の施設に関する条例（平成19年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表
 （附則第4条関係）

改正後	改正前
<p>（重要な公の施設の独占的利用）</p> <p>第2条 次に掲げる公の施設について、10年を超える独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により議会の議決を経なければならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p><u>（4） にぎわい・まなび交流館</u></p> <p><u>（5） 観光・歴史文化交流センター</u></p> <p><u>（6）</u> （略）</p> <p><u>（7）</u> （略）</p> <p><u>（8）</u> （略）</p> <p><u>（9）</u> （略）</p> <p><u>（10）</u> （略）</p> <p><u>（11）</u> （略）</p> <p><u>（12）</u> （略）</p> <p><u>（13）</u> （略）</p> <p><u>（14）</u> （略）</p> <p><u>（15）</u> （略）</p> <p><u>（16）</u> （略）</p> <p><u>（17）</u> （略）</p> <p><u>（18）</u> （略）</p> <p><u>（19）</u> （略）</p> <p><u>（20）</u> （略）</p> <p><u>（21）</u> （略）</p>	<p>（重要な公の施設の独占的利用）</p> <p>第2条 次に掲げる公の施設について、10年を超える独占的な利用をさせようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第11号の規定により議会の議決を経なければならない。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p><u>（4）</u> （略）</p> <p><u>（5）</u> （略）</p> <p><u>（6）</u> （略）</p> <p><u>（7）</u> （略）</p> <p><u>（8）</u> （略）</p> <p><u>（9）</u> （略）</p> <p><u>（10）</u> （略）</p> <p><u>（11）</u> （略）</p> <p><u>（12）</u> （略）</p> <p><u>（13）</u> （略）</p> <p><u>（14）</u> （略）</p> <p><u>（15）</u> （略）</p> <p><u>（16）</u> （略）</p> <p><u>（17）</u> （略）</p> <p><u>（18）</u> （略）</p> <p><u>（19）</u> （略）</p>

議案第48号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

○大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号） 新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
項	関係市町村において行う事務	項	関係市町村において行う事務
1	(略)	1	(略)
2	資格確認書等の引渡し	2	被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
3	資格確認書等の返還の受付	3	被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付
4～6	(略)	4～6	(略)
別表第2（第17条関係）		別表第2（第17条関係）	
(略)		(略)	
備考		備考	
1 高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。		1 高齢者人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口による。	
2 人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく人口による。		2 人口割については、前年度の9月30日現在の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口による。	

議案第49号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

○大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <p>藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p>

